

(メール施行)  
29 障第 1910 号  
平成 30 年 2 月 14 日

指定障害福祉サービス事業所  
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護)  
設置法人の代表者 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局  
障がい福祉課長  
(公印省略)

### 平成 30 年 4 月以降の訪問系サービスの従業者要件等について (通知)

平素から、本県の障がい保健福祉施策の推進につきまして、格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

平成 30 年度報酬改定の検討にあたり、指定障害福祉サービス事業に係る訪問系サービスの従業者要件について、平成 30 年 3 月 31 日までの経過措置または暫定的な措置とされているものについて、厚生労働省より平成 30 年 4 月以降は別添のとおりの取扱いとなる旨の通知がありましたので、お知らせします。

平成 30 年 4 月以降の取扱いについて御対応をお願いいたします。

#### ○居宅介護 (サービス提供責任者)

「居宅介護職員初任者研修」修了者であって 3 年以上実務経験者であるサービス提供責任者の暫定措置は、平成 30 年報酬改定により同サービス提供責任者による居宅介護計画作成に基づく支援については 10%減額となる。(次期報酬改定で暫定措置の廃止を検討予定)

そのため、減算対象となる事業所におかれては、サービス提供責任者が介護福祉士又は実務者研修修了者となるよう御対応をお願いします。

#### ○同行援護 (従業者及びサービス提供責任者)

「同行援護従業者養成研修 (従業者：一般課程、サービス提供責任者：応用課程)」を修了したものとみなす経過措置は、6 年間の経過措置により、ほとんどの事業所において対応済みのため、今年度末で経過措置が廃止される。

平成 30 年 4 月以降は、上記研修 (応用課程) を受講していない者は、サービス提供責任者の要件を満たさないこと、従業者のうち他の報酬算定要件 (初任者研修修了者等で視覚障がいの実務経験 1 年以上等) を満たしていない者は報酬算定ができなくなることについて、改めて御承知いただき、早期の研修受講及び事業所の人員配置の見直しをお願いします。

なお、同行援護の従業者について、盲ろう者向け通訳・介助員である者を 3 年間 (2021 年 3 月 31 日まで)、同行援護従業者養成研修一般課程を修了したものとみなす措置がとられる予定です。(報酬は 10%減額)

○行動援護（従業者及びサービス提供責任者）

「行動援護従業者養成研修（または強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」を修了したものとみなす経過措置は、3年間（2021年3月31日まで）延長されることとなりましたが、未受講の方について計画的な受講をお願いします。

○その他

厚生労働省の通知に記載のとおり、以下の資格による従業者については次期報酬改定において廃止も含めた検討を予定しているため、従業者の計画的な研修受講をお願いします。

- ・ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者
- ・ 旧身体障害者居宅介護等事業、旧知的障害者居宅介護等事業及び旧児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者
- ・ 旧視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者、旧全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者及び旧知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者

愛媛県保健福祉部生きがい推進局  
障がい福祉課障がい支援係 菊地  
TEL 089-912-2424

# 研修要件に関する平成30年3月31日までの経過措置

関係職種等	研修要件等	経過措置の内容(平成30年3月31日まで)
①サービス管理責任者 児童発達支援管理責任者	実務経験を満たす者であり、かつサービス管理責任者研修該当分野(又は児童発達支援管理責任者研修)、及び相談支援従事者初任者研修(講義部分)を修了した者	実務経験要件を満たす者については、サービス管理責任者等として配置される事業所が指定を受けた日から1年間は研修要件を満たしているものとみなす。(平成29年4月1日以降に指定を受けた事業所は平成30年3月31日まで)
②同行援護 (従業者)	同行援護従業者養成研修(一般課程)修了者	居宅介護職員初任者研修修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者については、当該研修を修了したものとみなす。
③同行援護 (サービス提供責任者)	障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児への直接処遇業務に従事した経験を1年以上有する者	障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等については、1年以上の経験を満たしているものとみなす。(ただし、経験の有無に関わらず減算対象)
④行動援護 (従業者)	介護福祉士等、居宅介護のサービス提供責任者養成研修(一般課程及び応用課程)修了者	介護福祉士等、居宅介護のサービス提供責任者の要件を満たすものについては当該研修を修了したものとみなす。 平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年以上従事した者については、同行援護のサービス提供責任者の要件を満たしているものとみなす。(経過措置期間中は介護福祉士等の資格も不要だが、経過措置終了後は必要となる。)
⑤行動援護 (サービス提供責任者)	行動援護従業者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者への直接支援業務に従事した経験を1年以上有する者	初任者研修修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者への直接支援業務に2年以上従事した者については当該研修を修了したものとみなす。
⑥行動援護 (サービス提供責任者)	行動援護従業者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)修了者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者への直接支援業務に従事した経験を3年以上有する者	介護福祉士等、居宅介護のサービスの提供責任者の要件を満たし、かつ知的障害者、知的障害児又は精神障害者への直接支援業務に従事した経験を5年以上有する者については当該研修を修了したものとみなす。

上記のほか、重度障害者支援加算(施設入所支援、共同生活援助)、強度行動障害児特別支援加算(福祉型障害児入所施設)の強度行動障害支援者養成研修等の研修受講計画の作成による経過措置も平成30年3月31日まで。

※平成30年度の報酬改定時、訪問系サービスにおけるサービス提供責任者の暫定的な取扱い(初任者研修修了3年以上実務経験のある者)、従業者の3級ヘルパーに関する取扱いは、見直しされる予定。他の要件を満たすよう資格の取得・研修の受講をお願いします。

★県のホームページ【障がい福祉に関する各種研修情報】等で、県内開催予定の研修を随時掲載(申込みは各研修開催事業所まで)